

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公印省略)

見 積 依 賴 書

- 1 件 名 牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務【オープンカウンター方式】
2 納 入 場 所 長野県木曽郡王滝村中越地内
3 納 期 契約締結日の翌日から令和8年5月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積 参加 条件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①長野県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の工種区分「暖冷房・衛生整備工事」及び「その他の工事」の認定を受けていること。
- 3 見 積 書 等
1)様 式 等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
②余白にくじ番号を記載して下さい。
FAX、電子メール、持参又は郵送による。
令 和 7 年 12 月 25 日 13:00 まで
独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 総務課 犬田
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
令 和 7 年 12 月 18 日 13:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年12月26日13:00まで**とします。
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 7)そ の 他
4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の支払となります。
3)最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務

仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務場所

長野県木曽郡王滝村中越地内

第3節 工期

3-1 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年5月31日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3-2 工程制限

堆積土砂撤去及び散水器設置は、牧尾ダム貯水位が標高860.0m以下となった場合に実施するものとする。

貯水位は、令和8年2月下旬頃に標高860.0m以下になると想定している。

3-3 週休2日交代制適用業務

1. 本業務は、貯水位の上昇に伴う散水器の撤去及び砂塵の発生に伴う散水を伴う業務であることから、技術者及び技能労働者が交代しながら週当たり2日以上の休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)」の試行業務である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日

対象期間において、以下のとおり技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行ったと認められる状態をいう。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」、「異常気象による安全パトロール」、「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、監督員との協議により決定するものとする。

① 完全週休2日交代制

対象期間内の全ての週において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。週の定義は月曜日から日曜日とする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において休日率が、28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

③ 通期の週休2日

対象期間において、休日率が、28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請け企業については施工体制台帳上の工期を基本とし、対象者は、施工体制上の元請け、下請け全ての技術者及び技能労働者とするが、非常勤(臨時)で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続して4週間以上従事している者を対象とする。

なお、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、受注者の責によらず交代制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議し交代制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

3. 受注者は、土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」に基づき、業務着手前に提出する業務計画書に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出するものとする。
4. 監督員は、受注者の休日率の状況について月1回程度を目安として確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
5. 業務完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。なお、取得報告書の様式は任意とするが、週単位の週休2日が確認できるものとする。
6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
7. 対象期間において、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、業務成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成していないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日が未達成であった場合は補正係数を除した変更とする。

完全週休2日及び月単位の週休2日の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

9. 業務現場において、週休2日制適用業務である旨を業務看板等において明示することとする。

第4節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年9月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して

「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第5節 書類限定検査

1. 書類限定検査の実施

検査員による技術検査については、下記の8書類を限定して書類検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑤品質管理関係（品質証明資料）
② 施工体制関係	⑥出来形管理関係
③ 工事打合せ関係	⑦工事写真
④ 施工検査関係	⑧総合評価実施関係

2. 受注者は、実施状況や改善点等を把握するためアンケートに協力すること。

第6節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第7節 ウィークリースタンス

本業務は、貯水位の上昇に伴う散水器の撤去及び砂塵発生に伴う散水を行う業務であり、休日対応等が生じる可能性があることから、ウィークリースタンスの対象としない。

第8節 貸与品

受注者に貸し付ける機器は、次表に示すとおりとする。

貸付機器の取扱いに当たっては、独立行政法人水資源機構が別に定める「簡易な機械貸し付け要領(令和3年7月版)」によるものとする。

1. 貸付機器

(1) 散水器

品 名	規 格	単位	数量	摘要
スプリンクラー	φ 24	個	8	王滝川左岸散水
U バンド	80A 用	個	8	〃
散水配管	SGP 80A	台	8	〃
緊張材	φ 12	式	1	〃

2. 貸与場所及び貸与時期

(1) 貸与場所 牧尾管理所(長野県木曽郡木曽町三岳 7696-1)

- (2) 貸与時期 散水器を設置する前
3. 返納場所及び返納時期
- (1) 返納場所 牧尾管理所(長野県木曽郡木曽町三岳 7696-1)
- (2) 返納時期 散水終了後、監督員から返納の指示があった時

第9節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 受注者は情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・業務施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.7)
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第10節 業務中の安全確保

1. 受注者は、土木業務安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和7年3月)などを参考にして、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 業務中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。
3. 受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準(令和7年10月)」(独立行政法人水資源機構)を適用するものとする。

第11節 設計変更

本業務では、以下に示す場合に変更又は追加を指示することがある。

なお、指示した場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 降雨等によりダム貯水位が急激に上昇する場合
 - ・設置した散水器の撤去(当初数量分)
 - ・運転監視の回数の変更
- (2) (1)で上昇したダム貯水位がその後低下し砂塵が発生した場合
 - ・散水設備等の上に新たに堆積した土砂の撤去

- ・散水器の再設置

- ・再設置した散水器の撤去

(3) 貯水池右岸で砂塵が発生した場合

消防ポンプ設置、撤去、消防ポンプ運転監視

第12節 成果品の提出

受注者は、次の成果品を提出するものとする。

(1) 点検記録(チェックシート) 1部(紙)

(2) 業務写真 1部(紙)

第2章 施工

第1節 業務計画書の作成他

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成するとともに、貸与機器の借り受け、散水設備点検を実施し、堆積土砂撤去、散水器設置を実施するものとする。

第2節 堆積土砂撤去

1. 受注者は、第3節「散水器設置」に先立ち、散水設備(1号～8号)及び排泥設備(1号、2号)に堆積した土砂等について、作業及び点検の支障となるため、撤去するものとする。

なお、現地状況により堆積土砂撤去数量等に変更が生じる場合は、別途監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- ・散水設備及び排泥設備の上面に堆積した土砂(平均堆積厚15cm程度)
- ・散水設備及び排泥設備の内部空間に流入した土砂(平均堆積厚10cm程度)
- ・散水設備の水抜きパイプ(径50mm)の詰まり
- ・上記以外で散水設備運転に支障となる土砂

2. 撤去した土砂は各施設周辺に敷均すものとする。

第3節 散水器設置

1. 受注者は、第1章第7節1.「貸付機器」の貸与を受けた後、業務場所にある散水設備まで運搬し、散水器を取り付けるものとする。

2. 散水器を散水設備に取り付ける場合は、散水時の振動によりガタつかないよう緊張材で固定するものとする。

なお、貸与する緊張材で固定が困難な場合は番線等を用いるものとする。

3. 第2章第3節2.の設置完了後、第2章第5節「散水設備等点検」に示す設置後の点検を行うものとする。

4. 散水器取り付けに当たり、散水器と散水設備を繋ぐ接続カプラーなどの取り付け部に不具合ある場合は、監督員に報告するものとする。

なお、監督員が接続カプラーの交換や補修などを指示した場合は設計変更の対象とする。

第4節 散水器撤去

1. 散水器の撤去の時期は、別途監督員が指示する。

2. 受注者は、監督員から指示があった場合、散水器を撤去し、第1章第7節3.「返納場所及び返納時期」に基づき返納するものとする。

3. 散水器の撤去に当たっては、第2章第5節「散水設備等点検」に示す撤去後の点検を行うものとする。

また、撤去時はポンプ内及び送水管内を排水し、凍結で設備が破損しないようにしなければならない。

第5節 散水設備等点検

1. 受注者は、散水器の貸与を受けた際に、ボルト・ナット、ターンバックルについて締付のゆるみ又は稼働不良がある場合には監督員に報告し、交換を行うものとする、

なお、当初発注には、交換部品を下表のとおり計上していることから、残品がある場合には、機構に引き渡すもの

とする。

交換部品

部品名	規格	単位	数量	備考
ボルト	M10 L=40 黒皮	本	32	
ナット	M10 黒皮 冷間ホーマー	個	32	
ワッシャー	M10	個	32	
ターンバックル	M12 割長 200	組	24	

2. 第2章第5節1.の点検は、別添する次の様式で実施するものとする。

- ① 別紙-1 散水設備点検項目表
- ② 別紙-2 排泥設備点検項目表

3. 散水設備のポンプ設備において、監督員は一部の簡易な部品の交換を指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。

第7節 散水設備運転監視

1. 散水設備の運転日は、ダム貯水位や気象状況を考慮して監督員が判断し、別途指示するものとする。
2. 散水設備を運転する場合は、予め隣接水路の水門を操作し、吸水槽内に充水した後にポンプ設備を起動するものとする。
3. また、散水設備を運転する場合は、予めポンプ設備から各散水設備までの送水管内に充水するものとする。
なお、各散水設備の運転は1基毎に行うものとする。
4. 散水設備の運転時間は散水の到達範囲の地表が含水するまでとする。
なお、1基当たりの運転時間は30分程度を見込んでいる。
5. 散水設備の運転を停止した時は、ポンプ内及び送水管内を排水し、凍結で設備が破損しないようしなければならない。
6. 散水設備を運転した場合、別添する次の様式で点検するものとする。
①別紙-3～7 点検チェックシート(揚水ポンプ設備)

第8節 その他

本仕様書に記載なき事項については、原則とし独立行政法人水資源機構が別に定める「土木業務共通仕様書」を準用し適用するものとする。

以上

工 事 数 量 總 括 表

工 事 名 牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務

独立行政法人 水資源機構
愛知用水総合管理所（牧尾）

工事数量総括表

工事名	牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
河川維持		式		1			
砂塵対策工		式		1			
王滝川散水工		式		1			
堆積土撤去		式		1		(約 8 m ³)	
散水器設置		台		8			
散水器撤去		台		8			
散水設備等点検		回		2			
散水器交換部品		台		8			
散水設備運転監視		回		2			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			

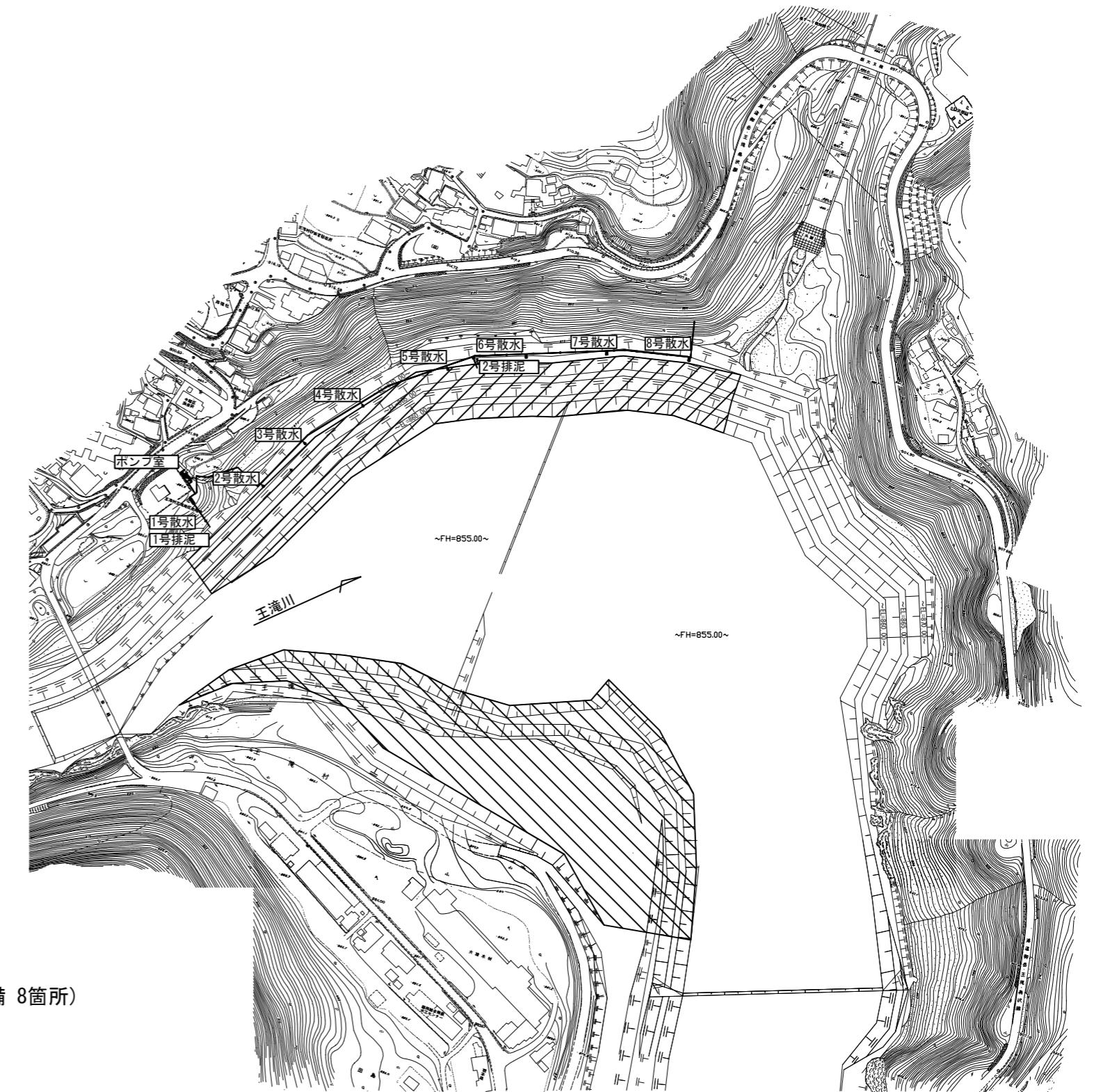
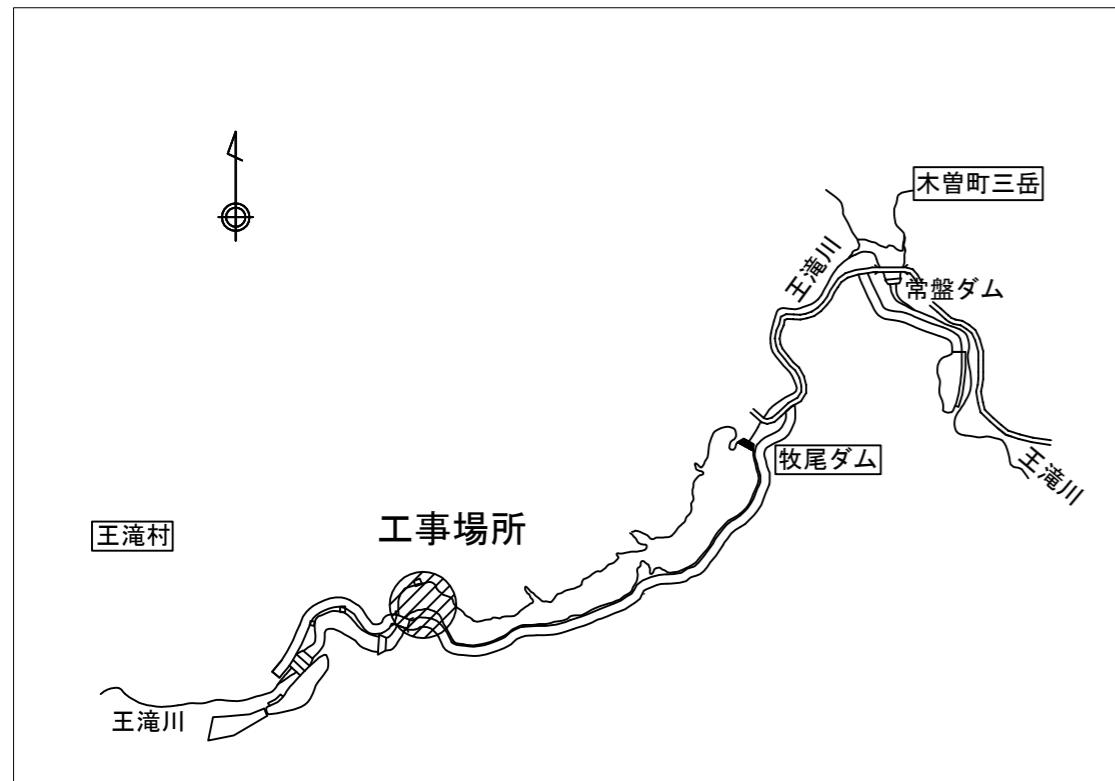
工事数量総括表

工事名	牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費(率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

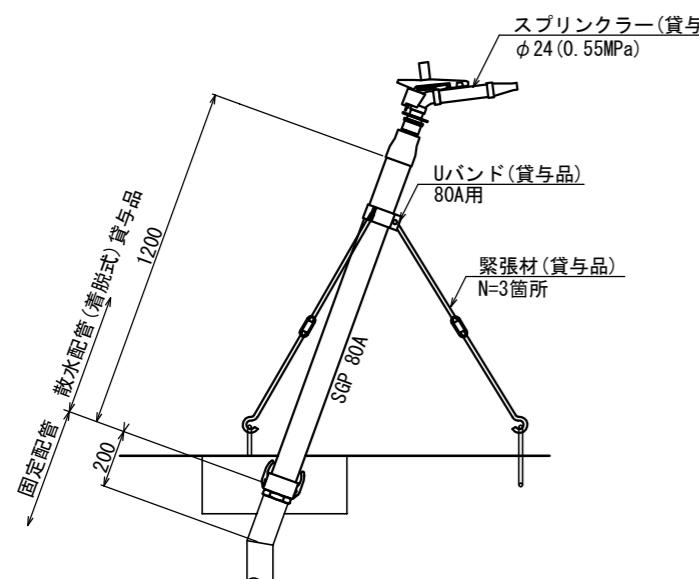
平面図

S=1 : 2000

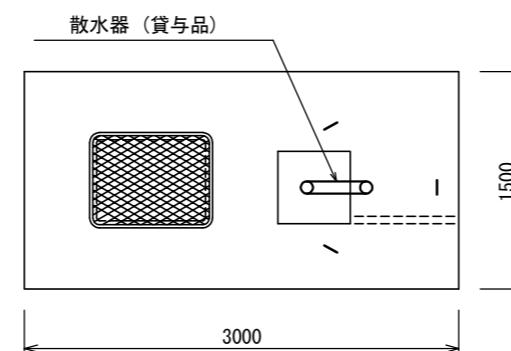
位置図



散水器 取付図



(1号～8号散水設備 8箇所)



図面はA1版をA3版に縮小したものである。

工事名 牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務

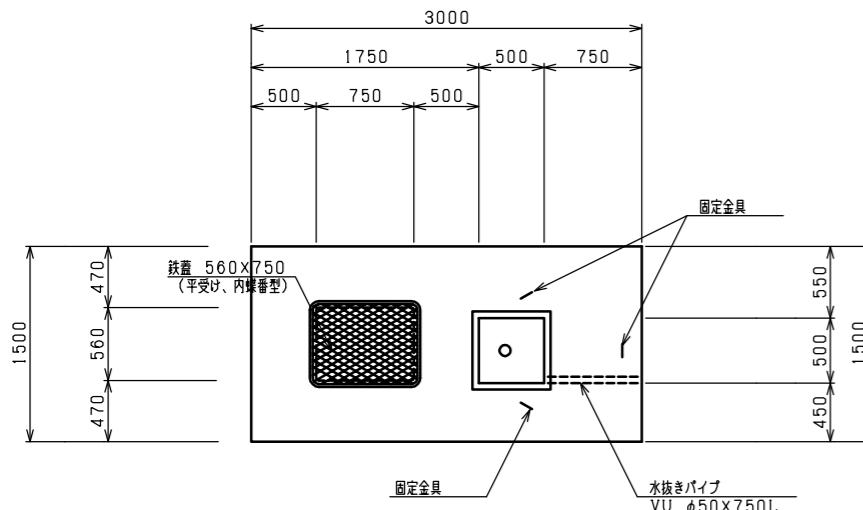
名 称 位置図・平面図・散水器取付図

登録番号 C-32782 整理番号 18-100

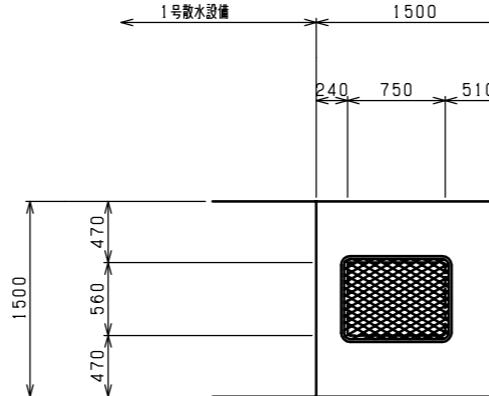
独立行政法人 水資源機構 愛知用水総合管理所

散水設備・排泥設備構造図

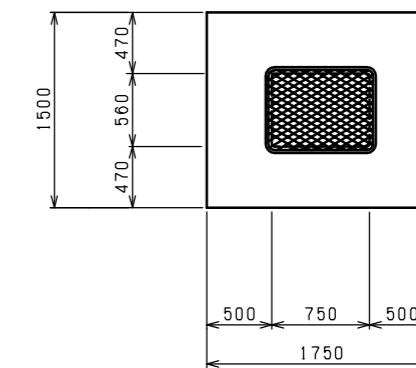
1号～8号散水設備 平面図
S=1:30



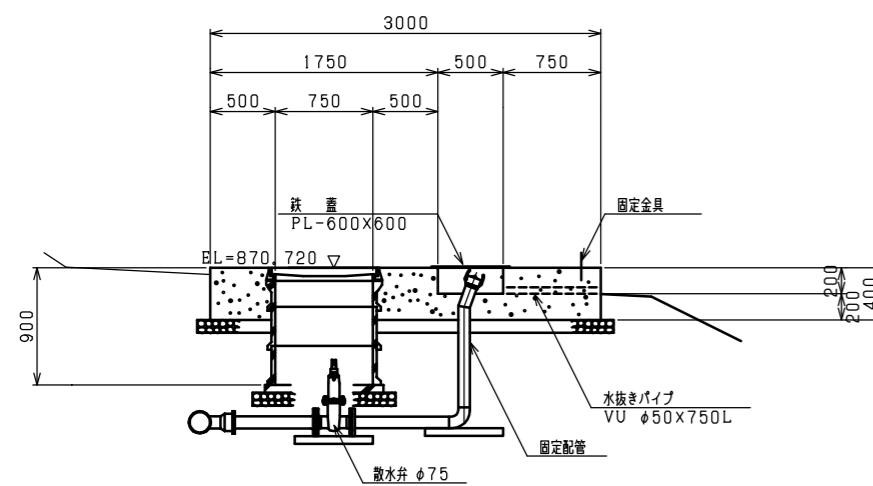
1号排泥設備 平面図
S=1:30



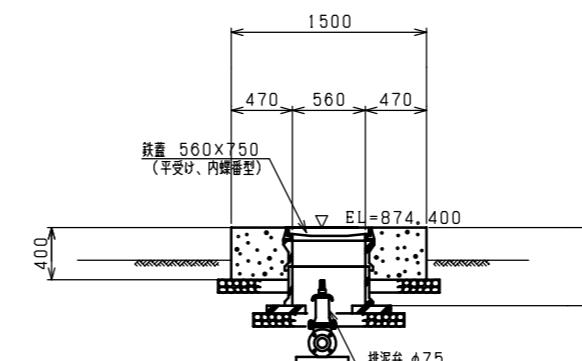
2号排泥設備 平面図
S=1:30



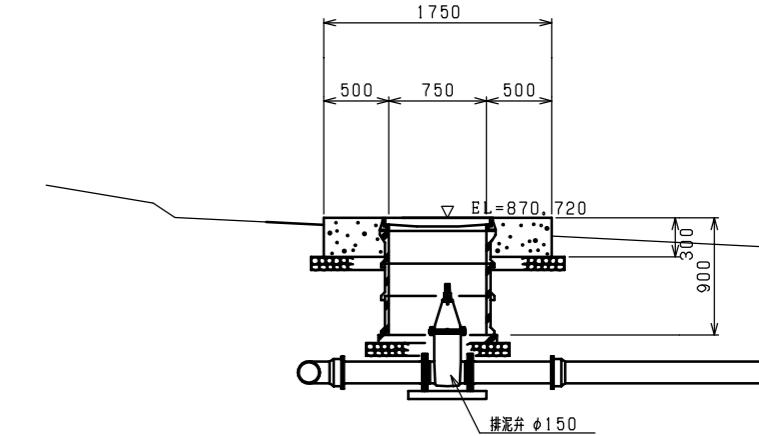
1号～8号散水設備 側面図
S=1:30



1号排泥設備 断面図
S=1:30



2号排泥設備 側面図
S=1:30



図面はA1版をA3版に縮小したものである。

工事名	牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務	
名称	散水設備・排泥設備 構造図	
登録番号	C-32783	整理番号 18-100
独立行政法人	水資源機構	愛知用水総合管理所

散水設備点検項目表

実施日 令和 年 月 日 作業者 _____

設備名 散水設備 (号～ 号)

区分	項目	状態確認 散水器	備考
散水器	外観状況(腐食、損傷の有無)		
	回転部状態 (異音、動作不良の有無)		
	機能維持 (マス内部土砂堆積の有無) (水抜きパイプの詰まりの有無)		

区分	項目	状態確認 コンクリート構造物	備考
コンクリート構造物	外観状況(損傷の有無)		泥よけ蓋取付
	周囲状況確認(木端、土砂)		

区分	項目	状態確認 散水弁	備考
手動弁	外観状況(腐食、損傷)		
	機能状態(漏水)		
	機能維持 (マス内部土砂堆積の有無)		
	動作確認(異音、動作不良)		

状態確認結果 ○ 異常無 × 異常有 ／ 未確認

排泥設備点検項目表

実施日 令和 年 月 日 作業者 _____

区分	項目	状態確認		備考
		コンクリート構造物	1号	
コンクリート構造物	外観状況(損傷の有無)			
	周囲状況確認(木端、土砂)			

区分	項目	状態確認		備考
		排泥弁	1号	
手動弁	外観状況(腐食、損傷)			
	機能状態(漏水)			
	機能維持 (マス内部土砂堆積の有無)			
	動作確認(異音、動作不良)			

状態確認結果 異常無 異常有 未確認

点検チェックシート

別紙 - 3

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。

V : 正常、△ : 経過観察または要精密点検、× : 異常

2. 点検が実施できなかった場合は／を記入する。

3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項 :

点検チェックシート

別紙 - 4

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。
 V : 正常、△ : 経過観察または要精密点検、× : 异常
2. 点検が実施できなかった場合は／を記入する。
3. 測定・計測を行ったものは数値を記入する

特記事項 :

点検チェックシート

別紙 - 5

注) 1. 虮検結果の判定は、次による。

次による。V：正當、△：経過觀察または要精密占檢、×：異常

2. 占検が実施できなかつた場合は／を記入する。

3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項 :

点検チェックシート

別紙 - 6

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。
 V : 正常、△ : 経過観察または要精密点検、× : 異常
2. 点検が実施できなかった場合は／を記入する。
3. 測定・計測を行ったものは数値を記入する

特記事項 :

点検チェックシート

別紙 - 7

注) 1. 検査結果の判定は、次による。

▽：正常、△：経過観察または要精密点検、×：異常

2. 点検が実施できなかった場合は／を記入する。

3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項 :

▽：正常、△：経過観察または要精密点検、×：異常

2. 点検が実施できなかった場合は／を記入する。

3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

見 積 参 考 資 料

工 事 名 牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

独立行政法人 水資源機構
愛知用水総合管理所（牧尾）

見積参考資料（積算条件）

工事名	牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務		
	(当 初)	主たる工種	河川維持工事
間接費名称	積算条件		
	補正項目	条件	
共通仮設費（率計上）	施工地域補正 除雪工事補正	山間僻地及び離島 補正無	
現場管理費	施工地域補正 施工時期補正 熱中症補正 緊急工事補正 砂防・地滑り補正	山間僻地及び離島 補正する 補正しない 補正しない 補正しない	
一般管理費等	財団法人等による補正 前払金割合による補正 契約保証に係る補正	補正しない 5%以下 補正無	
その他	I C T 施工補正 週休 2 日の補正	補正しない 週休 2 日（交替制）完全週休 2 日	

見積参考資料

工事名	(当 初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項			
						名称	単位	数量	
河川維持		式		1					
砂塵対策工		式		1					
王滝川散水工		式		1					
堆積土撤去		式		1		掘削 土質=土砂；施工方法=現場制約あり；	m ³	1	
散水器設置		台		8		現場発生品及び支給品積込み・荷卸し トラック機種=トラック[クレーン装置付]ペーストラック2t積、吊能力2.9t； 現場発生品及び支給品運搬 トラック機種=トラック[クレーン装置付]ペーストラック2t積、吊能力2.9t；DID区間の有無=無し；片道運搬距離(km)DID無=8.5km以下； 散水器設置 空気弁φ75設置を準用	t	0.106	
散水器撤去		台		8		現場発生品及び支給品積込み・荷卸し トラック機種=トラック[クレーン装置付]ペーストラック2t積、吊能力2.9t； 現場発生品及び支給品運搬 トラック機種=トラック[クレーン装置付]ペーストラック2t積、吊能力2.9t；DID区間の有無=無し；片道運搬距離(km)DID無=8.5km以下； 散水器撤去 空気弁φ75設置の1/2	t	0.106	

見積参考資料

工事名	(当 初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項			
						名称	単位	数量	
散水設備等点検		回		2		< 1 回当り > 散水器点検 ポンプ・機側操作盤等点検 設備機械工 0.06人/回 電工 0.06人/回	台回	8 1	
散水器交換部品		台		8		< 1 台当り > 六角ボルト M10 L=40 黒皮 六角ナット M10 黒皮 冷間ホーマー ワッシャー M10 ターンバックル M12 割長200	本個個組	4 4 4 3	
散水設備運転監視		回		2		< 1 回当り > 準備・後片付け 普通作業員 0.5人/回 運転監視 普通作業員 1.33人/回	回回	1 1	
直接工事費		式		1					
共通仮設費		式		1					
共通仮設費 (率計上)		式		1					
純工事費		式		1					
現場管理費		式		1					

見積参考資料

工事名	牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務					(当 初)	工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項			
							名称	単位	数量	
工事原価		式			1					
一般管理費等		式			1					
工事価格		式			1					
消費税相当額		式			1					
工事費計		式			1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

見積参考資料（管理費区分一覧表）<データ無し>

凡 例								
工事名	(当 初)				○：該当する管理費区分が含まれている			
	事業区分	工事区分						
細別名称	規格	単位	数量					

【見積参考資料】概略工事工程表

業務名：牧尾ダム貯水池内砂塵抑制業務

工種	単位	数量	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備考
準備	式	1							
作業土工	式	1				■	■		(1班)
散水設備点検	式	1				■	■		(1班)
散水作業	式	1				■	■		(2回)
跡片付け	式	1						■	・30日間程度
制約条件	河川内作業可能期間	—			■	■	■		・2月16日～4月13日(予定)
	年末年始休暇	—		■	■				・12月29日～1月3日(予定)

この「見積参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
 したがって、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件・地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
 なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	計算式	結果
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$	
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$	
△△組	¥500,000-	1	4		

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	計算式	結果
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$	
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$	
△△組	¥500,000-	1	4		
◎◎工業	¥500,000-	2	1		

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。